

# 投票所整理券は4月13日(火)ごろ郵便にてお届けする予定です

## 投・開票経過と結果

投・開票経過や結果の問い合わせは、次の場所へお願いいたします。

●テレホンガイドとほろざわ

☎0120-432-834  
投・開票速報ガイド番号

……………706

●所沢市ホームページ  
<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

●所沢市選挙管理委員会事務局  
☎2908-9259

◎開票所(市立明峰小学校体育館)へのお問い合わせはご遠慮ください。

## 選挙公報のごあんない

衆議院議員補欠選挙立候補者の選挙公報は、立候補者届出終了(4月13日/午後5時)後に印刷を行い、4月18日(日)付けの新聞朝刊(朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済・埼玉の各紙)に折り込む予定です。また、以上の各紙を宅配購読されてない世帯には郵送しますので、今までに届かなかった世帯は、選挙管理委員会へご連絡ください。なお、各出張所にも備え置きますのでご覧下さい。

## 選挙公報：4月18日(日)付 朝刊新聞折込予定

### ～19投票区の投票所は「松井公民館」へ戻ります～

4月11日執行の市議会議員補欠選挙において、第19投票区の投票所は「所沢サン・アビリティーズ」に変更されますが、**衆議院議員補欠選挙**ではもとの「**市立松井公民館**」へ戻ります。整理券に印刷されている所在地をご確認のうえ、投票にお出かけください。

### 【通話料無料！】

## テレホンガイド とほろざわ

フリーダイヤル **0120-432-834**

### 【ご利用方法】

①0120-432-834に電話してください。

②案内が流れます。聞きたい項目のガイド番号をダイヤルしてください。

- 761…寄付の禁止
- 762…期日前投票・不在者投票
- 763…期日前投票・不在者投票の場所と期間
- 764…投票できる人・できない人
- 765…投票所整理券
- 766…投票速報・開票速報
- 767…選挙管理委員会からのお知らせ

## 期日前投票

## 不在者投票

投票日当日に、次のような理由で投票所に行けない見込みである場合は、期日前投票または不在者投票をすることが出来ます。

- ◆投票日に仕事を予定している場合
- ◆レジャーや買い物等、私用のためご自分の投票区の区域外へお出かけ、または滞在中の場合
- ◆病気、けが、出産などにより歩くことが困難な場合等

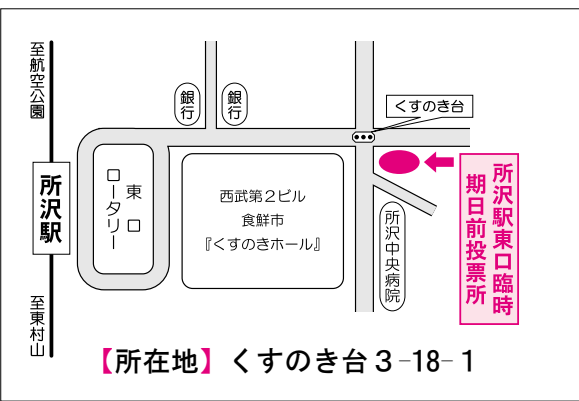
### 期日前投票の方法

①市内2か所の期日前投票所で投票する場合

郵送された投票所整理券をお持ちになり、備え付けの期日前投票宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入のうえ、投票してください。会場により時間が異なります。また、期日前投票ができる期間は告示(公示)の翌日からとなりますのでご注意ください。

市役所1階・市民ギャラリー 4月14日(水)～24日(土)午前8時30分～午後8時

所沢駅東口臨時期日前投票所(第2市民ギャラリー/左図参照) 4月



19日(月)～24日(土)午前9時30分～午後7時

### 不在者投票の方法

①滞在地で投票する場合  
市外の滞在が長期にわたる場合は、不在者投票宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入し、事前に所沢市選挙管理委員会に投票用紙などを請求(郵送可)してください。滞在地の選挙管理委員会の立ち会いのもとで、投票することが出来ます。

投票用紙等を郵送でやりとりするため、日数がかかります。お早めにご請求してください。

②指定施設に入院・入所している方が投票する場合  
院長や園長に申し出て、その施設内で投票することが出来ます。所沢市内では、次の施設に入院・入所の方が投票出来ます。

- 【病院/計9か所】
- 所沢中央病院 ●国立西埼玉中央病院 ●市民医療センター ●瀬戸病院 ●防衛医科大学校病院 ●吉川病院 ●所沢第一病院 ●所沢リハビリテーション病院 ●東所沢病院
- 【老人ホーム等/計11か所】
- 亀鶴園 ●康寿園 ●亀令園 ●ロイヤル ●所沢やすらぎの里 ●健寿園 ●東所沢みどりの郷 ●千寿里 ●飛鳥野の里 ●ケアハウスロイヤルの園 ●ケアハウス所沢けやき

【その他の施設/計1か所】  
●国立身体障害者リハビリテーションセンター



未来をつくる  
あなたの一票大切に



## 投・開票速報はインターネットで！

所沢市ホームページアドレス

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

●投・開票速報は携帯電話(iモード、EZウェブ、ボーダフォン)でもご覧いただけます。

### 代理投票制度

投票の意思があっても自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合、その方に代わって各投票所で選任された代理投票補助者が投票用紙に代筆することが認められている制度を「代理投票」といいます。

「代理投票」を希望する方は、投票所の係員に申し出てください。事由があること認められた場合、代理者2人(投票用紙に記載する者と、正しく記載されたか確認する者)によって代理投票することが出来ます。また、期日前投票の場合でも「代理投票」ができますので、希望する方は係員に申し出てください。

## 郵便による不在者投票が変わりました

公職選挙法の一部が改正(平成16年3月1日施行)され、郵便等による不在者投票について、その対象者が拡大されるとともに、代理記載制度が新たに創設されました。

これにより、今まで「身体障害者または戦傷病者のうち公職選挙法施行令第49条の2で定める一定の障害を有する方で、かつ自署できる方」に限られていた対象者が、次のとおり変わりました。

### 対象者の拡大

今回の改正により、介護保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5として記載されている方も、新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。

### 代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票の対象となる方で、自ら投票の記載をすることができない方(※1、※2)であっても、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会委員長に届け出た代理記載人(選挙権を有する方に限りません)であれば、投票に関する記載をさせることができるようになりました。

※1 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級として記載されている方

※2 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害程度が特別項症から第2項症までとして記載されている方

なお、申請手続きや該当する障害の程度など、詳しくは選挙管理委員会事務局(☎2908-9259)へお早めにお問い合わせください。